

# 第5次大野城市男女共同参画基本計画【概要版】

～ 性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会をめざして ～

## 計画策定の背景と趣旨

### 【国・社会では】

- ◆ 平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されて以来、国による男女共同参画施策が次々と打ち出されましたが、性別役割分担意識を背景とした社会的制度や慣行などの見直しは進まず、現在においても、世界的にみるとかなり遅れを取っている状況です。
- ◆ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、配偶者や恋人間の「ドメスティック・バイオレンス（DV）」相談件数が全国的に増加しており、性に基づく暴力被害が深刻化しています。
- ◆ 平成27年8月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の成立や令和3年6月の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正等により、男女問わず働きやすい環境を整えるとともに、育児休業取得促進に向けた両立支援などが注目を集めています。

### 【大野城市では】

- ◆ 県内初の「男女共同参画都市宣言」（平成9年）以来、平成18年に「大野城市男女共同参画条例」を制定し、大野城まどかぴあ内の「男女平等推進センター（アスカール）」を拠点として、様々な取り組みを行ってきました。
- ◆ 「大野城市女性計画」（平成5年）、「大野城市男女平等推進プラン」（平成15年、後に「大野城市男女共同参画基本計画」に改称）を策定し、以後5年ごとに計画の見直しを行いながら男女共同参画施策を推進してきました。



このように、国や各自治体で男女共同参画の取り組みが数多く推進されてきた一方で、**旧来からの固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）**等が根強く残り、男女共同参画社会の実現を阻害しています。

このことから、「第4次大野城市男女共同参画基本計画」の期間満了に伴い、これまでの成果や課題、各種調査結果や国・県の動向などを勘案し、実効性のある「**第5次大野城市男女共同参画基本計画**」を策定するものです。

## 参考 市民意識調査より

大野城市では令和3年10月に、市民2,000人を対象とした「男女共同参画市民意識調査」を行いました。

### 問い(A) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

|          | 前回 (H28) | 今回 (R03) |                   |
|----------|----------|----------|-------------------|
| 同感しない    | 29.7%    | 25.0%    | 減少 → 否定派 -2.1ポイント |
| あまり同感しない | 26.5%    | 29.1%    |                   |
| ある程度同感する | 34.8%    | 35.3%    | 減少 → 肯定派 -0.1ポイント |
| 同感する     | 2.7%     | 2.1%     |                   |

### 問い(B) 社会通念、慣習、しきたりにおいて、男女の地位は平等になっていると思いますか

|                      | 男性回答  |   | 女性回答  |
|----------------------|-------|---|-------|
| 男性の方が優遇されている         | 23.5% | < | 36.0% |
| どちらかといえば男性の方が優遇されている | 54.6% |   | 47.2% |
| 男女とも平等だと思う           | 14.6% | > | 8.6%  |
| どちらかといえば女性の方が優遇されている | 2.2%  |   | 0.4%  |
| 女性の方が優遇されている         | 0.7%  |   | 0.4%  |

問い(A)の結果によれば、前回(平成28年)の調査時に比べて、「男は仕事、女は家庭」といった考えに否定的な人は減少しており、「固定的性別役割分担意識」がいまだ根強く残っていることがわかります。

また、問い(B)の結果からは、社会通念や慣習等で「男性が優遇されている」と考える人の割合は女性の方が高く、一方、「男女平等」と考える人の割合は男性のほうが高くなっていることから、男女の地位の平等に対する意識は男女間で大きな差があることが分かります。

※ その他の調査結果は、市のホームページに掲載しています **大野城市 男女 意識調査** で検索ください

## 計画において取り組むべき課題

### (1) 男女共同参画の意識づくり

市民意識調査の結果、「男性は仕事、女性は家事・育児」という性別によって役割を固定する考え方（固定的性別役割分担意識）はいまだ根強くあることがわかりました。また、男女の地位はいまだ平等であるとは言いがたい現状があり、「男性も女性も平等感を実感できる」社会づくりを進めていく必要があります。ジェンダー平等社会、男女共同参画社会の実現は、SDGsで掲げられた世界共通の目標の一つであり、本市としても積極的に取り組むべき課題です。

### (2) 女性の活躍と多様な働き方の推進

女性が仕事と家庭の両立を続けていくには、男性を中心とした雇用慣行の見直しや女性が十分に能力を発揮できる社会づくりを進める必要があります。本市でも国や県の動向、社会情勢等を注視しながら、これらの取り組みを総合的、一体的なものとして進めていきます。

### (3) 地域活動や防災・災害時の活動における男女共同参画の推進

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場です。よって、男女共同参画社会の実現や、市民相互又は市民と行政の共働による地域課題の解決のために、地域における男女共同参画の取り組みは不可欠なものです。また、防災・減災、災害に強い社会の実現のためには、男女共同参画の視点から災害対応を行うことが必要です。

### (4) 性に基づく暴力の防止と被害者の保護

新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、DV相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。

一人一人が個人として尊重される男女共同参画社会の実現に向けて、性に基づく暴力の根絶は大きな課題であり、早急な対策が求められています。



## 総合目標

### 「性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会をめざして」

男女がお互いに人権を尊重し合い、家庭、地域、職場などあらゆる分野で、性別にとらわれることなく「自分らしく」個性と能力を十分に発揮でき、責任も担い合い、全ての人が生き生きと暮らせる社会の推進が重要です。

## 基本目標

「大野城市男女共同参画条例」に掲げる8つの基本理念を、基本目標として定めます。

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 男女の人権の尊重          | (2) 社会における制度や慣行についての配慮 |
| (3) 政策や方針の立案と決定への参画   | (4) 家庭生活と他の活動との両立      |
| (5) 教育の場における男女共同参画の推進 | (6) 健康で安全な生活を営む権利の尊重   |
| (7) 性に基づく暴力の根絶        | (8) 国際社会との協調           |



| 基 本 目 標<br>(条例に掲げる8つの基本理念) | 実 施 計 画<br>(うち 〇〇 〇〇 は重点計画) |                                            |                          |
|----------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------|--------------------------|
| 1. 男女の人権の尊重                | 1-1                         | 男女共同参画社会の実現に向けた市民意識づくり                     |                          |
|                            | 1-2                         | 性的少数者への理解の促進                               |                          |
|                            | 1-3                         | 男女共同参画に関する情報発信の充実                          |                          |
|                            | 1-4                         | 「人権教育・啓発基本指針」に基づく取り組みの推進                   |                          |
|                            | 1-5                         | 市職員を対象とした研修の充実と、意識調査の実施                    |                          |
|                            | 1-6                         | 男女共同参画の視点による広報物の作成                         |                          |
| 2. 社会における制度や慣行についての配慮      | 2-1                         | 地域や職場における女性活躍に向けた支援                        |                          |
|                            | 2-2                         | 地域における女性役員登用の啓発                            |                          |
|                            | 2-3                         | 性的少数者への配慮の促進                               |                          |
|                            | 2-4                         | 男女共同参画の視点を取り入れた防災・被災者支援体制の整備               |                          |
|                            | 2-5                         | 男女共同参画活動団体への支援                             |                          |
|                            | 2-6                         | 事業所における男女共同参画の推進                           |                          |
| 3. 政策や方針の立案と決定への参画         | 3-1                         | 各審議会などへの女性登用の促進                            |                          |
|                            | 3-2                         | 男女共同参画推進に向けた人材の把握・活用                       |                          |
|                            | 3-3                         | 男女平等に基づく職務分担の実施                            |                          |
| 4. 家庭生活と他の活動との両立           | 4-1                         | 両立支援のための企業・事業所への啓発                         |                          |
|                            | 4-2                         | 仕事や社会活動と家庭の両立のための子育て支援事業の充実                |                          |
|                            | 4-3                         | 女性の再就職や起業に関する支援                            |                          |
|                            | 4-4                         | 男性に対する啓発事業の実施                              |                          |
|                            | 4-5                         | 介護・障がい福祉サービス事業の充実                          |                          |
|                            | 4-6                         | ひとり親家庭の自立支援                                |                          |
|                            | 4-7                         | 市職員に対する育児・介護休業制度の周知と取得の推進                  |                          |
| 5. 教育の場における男女共同参画の推進       | 5-1                         | 男女共同参画に関する学習機会の提供                          |                          |
|                            | 5-2                         | 教職員・保育士などを対象とした男女共同参画研修の実施                 |                          |
|                            | 5-3                         | 小中学校における男女共同参画教育の充実                        |                          |
|                            | 5-4                         | 出前講座の実施                                    |                          |
|                            | 5-5                         | 男女共同参画関連の図書・教材の充実                          |                          |
|                            | 5-6                         | 男女共同参画に関する研修会等への市民参加の支援                    |                          |
| 6. 健康で安全な生活を営む権利の尊重        | 6-1                         | 母子保健施策の充実                                  |                          |
|                            | 6-2                         | ライフステージに応じた保健事業の推進                         |                          |
|                            | 6-3                         | 生涯にわたるメンタルヘルスケアの充実                         |                          |
|                            | 6-4                         | 学校における性に関する教育の推進                           |                          |
|                            | 6-5                         | 「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」に関する理解の促進 |                          |
| 7. 性に基づく暴力の根絶              | 教育・啓発                       | 7-1                                        | 女性等に対する暴力の防止に関する啓発       |
|                            |                             | 7-2                                        | 若年層に向けた暴力の未然防止のための研修等の実施 |
|                            | 被害者支援                       | 7-3                                        | DV被害者の保護と支援              |
|                            | 相談窓口                        | 7-4                                        | 関係機関、民間団体の相談窓口の周知        |
|                            | 支援体制                        | 7-5                                        | 庁内関係部署の連携                |
|                            |                             | 7-6                                        | 相談業務に従事する職員への研修の実施       |
|                            |                             | 7-7                                        | 関係機関・民間団体との連携            |
| 8. 国際社会との協調                | 8-1                         | 男女共同参画に関する国際的動向の発信                         |                          |
|                            | 8-2                         | 国際的動向に関する研修などの実施                           |                          |
|                            | 8-3                         | SDGsに関する知識や理解の普及促進                         |                          |
| ★ 男女共同参画推進体制               | ★-1                         | 庁内における男女共同参画推進体制の充実                        |                          |
|                            | ★-2                         | 基本計画の進捗状況の検証と公表                            |                          |
|                            | ★-3                         | 市民意識調査の実施                                  |                          |
|                            | ★-4                         | 施策などに関する意見への対応                             |                          |

## 計画の性格と位置づけ

- ◆「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、また国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次福岡県男女共同参画計画」を勘案して策定した、本市における男女共同参画計画です。
- ◆「第6次大野城市総合計画」（政策01-施策08 人権教育・啓発と男女共同参画の推進）と整合した計画です。
- ◆「大野城市男女共同参画条例」第10条に基づく基本計画であり、本市が目指す男女共同参画のまちづくりの方向性を明らかにする総合的な計画であるとともに、家庭・職場・地域において、市民・事業者・市民団体等がそれぞれの立場から自主的かつ積極的な活動を行うための目標・指針となるものです。
- ◆基本目標2～4については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画と位置づけます。
- ◆基本目標7については、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画と位置づけます。

## 計画の期間

令和5年度からの5年間（2023～2027年度）としています。

## 計画策定の方法

- (1) 令和3年度に実施した市民意識調査の結果を基礎資料としています。
- (2) 国や県が策定した関連計画や、市が策定した各種計画等を勘案し、整合や連携を考慮した上で策定しています。
- (3) 市の関係課（所）による検討や、職員全体に募集した意見をもとに作成した計画案について、パブリック・コメント等を通じて広く市民に意見を求め、その内容を取り入れながら策定しています。
- (4) 有識者や市民、関係団体の代表者等を委員とする「大野城市男女共同参画審議会」に諮問し、(1)～(3)の内容や結果などについても審議しながら、最終的に受けた答申の内容をもとにして策定しています。

## 指標

計画の実行度・進み具合を測るために「指標」を設定し、第4次計画における単年の平均実績値（平成29～令和3年度）と、計画の最終年度にめざすべき目標値を示しています。

### 主な指標（抜粋）

| 関連する実施計画   | 指標                                                   | 実績値<br>(H29～R3平均) |   | 目標値   |
|------------|------------------------------------------------------|-------------------|---|-------|
| 1-1～1-6    | 社会全体で「男女の地位は平等である」と感じている市民の割合（市民意識調査）                | 14.9%             | ➡ | 20.0% |
| 2-1～2-6    | 「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な市民の割合（市民意識調査）                  | 54.2%             | ➡ | 60.0% |
| 3-1        | 審議会等における年度当初の女性委員登用率                                 | 46.2%             | ➡ | 50.0% |
| 4-1～4-7    | ワーク・ライフ・バランスがとれている（どちらかといえばとれている）と感じている市民の割合（市民意識調査） | 49.8%             | ➡ | 55.0% |
| 7-1<br>7-4 | DV被害者相談窓口の市民の認知度（市民意識調査）                             | 76.5%             | ➡ | 90.0% |
| 8-2        | 国際的な男女共同参画の動向に関する研修会・講座への参加者数                        | 80人               | ➡ | 85人   |

※ 計画の全文を、市のホームページに掲載しています … [第5次大野城市 男女 計画](#) で検索ください



## 大野城市 市民生活部 人権男女共同参画課

〒816-8510 大野城市曙町2丁目2番1号  
 電話 092-580-1840 / F A X 092-574-2053  
 メール jinken@city.onojo.fukuoka.jp